

令和7年第1回稲沢市農業委員会総会会議録

令和7年1月29日 勤労福祉会館 第6研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

--	--	--	--

【事務局】出席者

局長	大津 伸二	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

総会の開催にあたりまして委員の皆様方にご報告を申し上げます。令和7年1月1日付けの人事異動によりまして前の武田局長に代わりまして新たに事務局長を努めます、大津伸二と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和7年第1回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願ひ致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。新年を迎え、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。昨年の暮れには忘年会等もありまして、少しは顔を覚えたのですが、委員の皆様方の顔を覚えるよう努力していきます。

まだ寒くなるが多いらしいですので、皆様方に置かれましては健康に留意され、農業委員会活動にお力添えくださいますよう、お願ひいたします。それではただいまから、令和7年第1回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において11番澤田委員、12番近藤委員を指名いたします。

次に日程第2議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在4,659.09㎡の農地を耕作しており、個人で年間250日、世帯では400日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、市の道路改築事業により所有地が収用されることに伴い、代替地として申請地を取得するものです。

受人は現在868㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では300日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在4,838㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では500日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在1,414㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では350日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には、近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在17,562.91㎡の農地を耕作しており、個人で年間320日、世帯では570日農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地を長年管理しており、権利関係を整理するため申請地を取得するものです。

受人は現在3,809㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は甥と叔母の関係にあり、高齢となった叔母からの贈与を受け、規模拡大をするものです。

受人は現在7,859㎡の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では150日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、近隣に耕作地があり、長年申請地を借りて耕作を続けていたことから、渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。

受人は現在1,790㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では400日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は愛西市で法人としてナバナ等を栽培、出荷しており、今回は渡人の申し出を受け、自家消費野菜の栽培を目的に申請地を取得するものです。

受人は個人で年間150日、世帯では250日農業に従事する計画となっております。

4ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計9件、移動の土地は、田4筆2,592㎡、畑8筆3,489㎡、合計12筆6,081㎡です。

以上9件のうち、番号1番から9番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案5ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

それでは、議案の説明に移ります。

6ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、雑種地 484㎡と一体利用します。

つづきまして、7ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、1件 転用の土地 田 1筆 495㎡ 合計 1筆 495㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案8ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

9ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、歯科医院を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、11ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地と第1種農地です。こちらの第1種農地については集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地で、宅地 147.91 m²と一体利用します。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地で、雑種地 888㎡と一体利用します。

12ページの総括表をご覧ください。

5条の申請件数は、13件 転用の土地 田 9筆 3,590.80㎡ 畑 15筆 4,261㎡、合計24筆 7,851.80㎡です。

以上5条申請13件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案13ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は27筆、使用貸借権の設定は7筆です。

貸借期間は令和7年3月1日から令和10年12月31日までが1筆、令和7年3月1日から令和17年12月31日までが33筆です。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 33筆 16,614.93㎡、畑 1筆 19㎡、合計 34筆 16,633.93㎡になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、澤田委員、近藤委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案18ページをお願い致します。

議案 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用

地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

19ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和7年3月1日から令和16年12月31日までです。

20ページ総括表をお願い致します。

田 1筆 71㎡ になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取については、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 21ページをお願いします。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

22ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 被相続人 相続人を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日は令和6年10月22日です。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

23 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件

田 11 筆 6,174 m² 合計 6,174 m² になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第8報告第1号 現況証明願の報告について から日程第10報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは24ページをお願いします。

報告第1号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

25ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。

平成3年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和30年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。
平成12年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、26ページをお願いします。
報告第2号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。
農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。
27ページをお願いします。
農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1 申請地 地目 面積を朗読。
住宅建築による転用でございます。

番号2 申請地 地目 面積を朗読。
共同住宅・駐車場の設置による転用でございます。

番号3 申請地 地目 面積を朗読。
作業所の設置による転用でございます。

番号4 申請地 地目 面積を朗読。
事務所建築による転用でございます。

番号5 申請地 地目 面積を朗読。
住宅建築による転用でございます。

28ページをお願いします。
4条の届出の件数は5件、
転用の土地 田 2筆 575㎡ 畑 6筆 1,043㎡ 合計 8筆 1,618㎡です。

続きまして29ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。
今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、介護施設建築による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号5番 申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

30 ページ総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 6筆 1,815 m² 畑 4筆 1,366 m² 合計 10筆 3,181 m²です。

つづきまして、31 ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

32 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

番号2番から8番につづきましては受人が同一のため一括で説明させていただきます。

番号2～8番 申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

33 ページの総括表をお願いします。

申請件数 8件 田 9筆 3,527 m² 畑 5筆 2,749 m² 合計 14筆 6,276 m²です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

【堀田委員】

議案22ページの納税猶予適格者証明の申請面積がすべて同一ですが、支障はないでしょうか。

【事務局】

すべて同じ方からの申請でして、申請面積は合計の面積を記載しております。

【会長】

ほかにございますか。

【服部委員】

先ほども太陽光パネルの転用の話がありましたが、市内の農地に太陽光パネルの設置が増えてきています。中には、青地であった場所にも設置されている例があると聞いています。私も10数年前から太陽光パネルを設置できる基準が変わってきたことを知っておりますが、どのような農地であれば太陽光パネルを設置できるのでしょうか？今の基準を教えてください。

【事務局】

市街化調整区域内の農地に、砂利を引くなどして太陽光パネルを設置する、いわゆる「野立て」の太陽光パネルを設置する場合には、農地転用の手続きが必要です。ただし、農地の区分によって許可の難易度や要件が異なるほか、誰が事業を実施するのかによっても条件が変わります。農地区分ごとの条件についてご説明します。

まず、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる「青地」についてです。委員の皆様もご存じかと思いますが、青地は、農地として保全されるべき土地とされており、原則として転用は認められません。また、この区域では、発電業者が農地を購入して太陽光パネルを設置することは、基本的にはできません。ただし例外として、青地の周辺部であったり、農業振興地域から除外できる土地であり、かつ地権者自身が太陽光発電施設を設置する場合に限り、転用が認められる可能性があります。その場合でも、事業者が青地で太陽光を行う合理的な理由を整理する必要があります。

次に、白地農地です。白地農地はさらに、第1種農地、第2種農地、第3種農地に分かれています。それぞれ条件が異なりますので、順番にご説明いたします。

第1種農地は、良質な農地であり、原則として農地転用は認められません。この区域でも、発電業者が農地を購入して太陽光パネルを設置することは、基本的にはできません。ただし例外として、近隣に集落があり、農地性が比較的低い場所であれば、転用が認められる可能性があります。その際には、事業者がその土地で太陽光発電を行う明確な理由を整理する必要があります。

第2種農地は、条件付きで転用が可能な農地です。

この区域では、発電業者が農地を購入して太陽光パネルを設置できる可能性があります。ただし、近隣に集落がない場合や、農地としての価値が高い場合には、事業者がその立地で太陽光を行う必要性を十分に説明することが求められます。

第3種農地は、都市的利用が進んでいる地域にある農地です。この区域では、原則として転用が認められます。

以上が区分ごとの条件です。しかしながら、最近では、農地の上部に太陽光パネルを設置しながら農業を継続する、いわゆる「営農型太陽光」の場合、農地区分にかかわらず設置が可能となっています。営農型太陽光発電は、下部で農業を続けるため、転用対象はパネルを支える支柱部分のみとなり、農地としての機能が維持されるためです。ただし、この方式では永久転用は認められず、最長で10年間の一時転用扱いとなります。さらに、転用許可を受けるには、認定農業者等の担い手資格が必要です。期間が満了した場合には、再申請を行うか、設備を撤去する必要があります。また、営農を中止した場合には、一時転用許可が取り消されるため、農業の継続が前提条件となります。

このように、農地区分によって転用の難易度や要件は大きく異なります。特に「青地」や「第1種農地」については、厳しい制約があることをご理解ください。

【服部委員】

パネルの下で耕作を継続する、営農型太陽光パネルについては、「農地」として扱われるということですよね？

【事務局】

はい。パネルの下の耕作が必須ですが、営農型太陽光パネルについては「農地」として取扱っております。

【会長】

営農型太陽光の事例について説明いただけますか。

【事務局】

祖父江町と平和町で2件の事例があります。

耕作物は、キウイフルーツとハランです。

こちらについては、パネル下の営農状況について適宜確認を行ってまいります。

【会長】

ありがとうございます。

委員の皆さんは、相談を受ける立場だと思いますので、よく覚えておいていただければ何かありましたら事務局にも共有していただければと思います。

ほかになにかありますか。

【櫻井委員】

営農型太陽光パネルは、総会の場において事業者さんに聞き取り調査をして許可したと聞いています。実際問題、パネルの下で耕作はできるのでしょうか。名目だけでパネルの設置が目的ではないのでしょうか。

【事務局】

市内2件の事例につきましては、総会の場に事業者さんに来ていただき、作付け方法について説明いただいております。

今後、現場確認や、営農状況報告の審査を行うことで、太陽光パネル下での耕作状況を確認していきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。ほかにも分からないことがありましたら気軽におっしゃって下さい。ほかにも質疑等ございますか。

ほかにも質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。これをもちまして、令和7年第1回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時55分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

11 番委員

澤田 彰俊

12 番委員

近藤 昌弥